

特定空家等認定後の経過等について

○所在地

御津町広石地内

○認定調査

令和2年11月30日

○認定日

令和3年3月11日

○認定理由

- ①建物北側の一部が半壊しており、隣接する住宅敷地内に倒壊するおそれがある。
- ②敷地内の樹木が繁茂し、その枝葉が隣接する住宅に接触しており、放置すれば損害を与えるおそれがある。

○措置の根拠

「豊川市空家等の適切な管理に関する条例」第4条に基づく緊急安全措置を実施。

○措置内容

- ①半壊部分の除却
- ②樹木の伐採

○措置時期

- ①緊急安全措置業務委託契約期間（令和3年5月21日～6月29日）
- ②調整中（狭小敷地内での施工のため）

○今後の予定

空き家の状態によっては、略式代執行による全体の除却を検討。